



日本金融ジェロントロジー協会

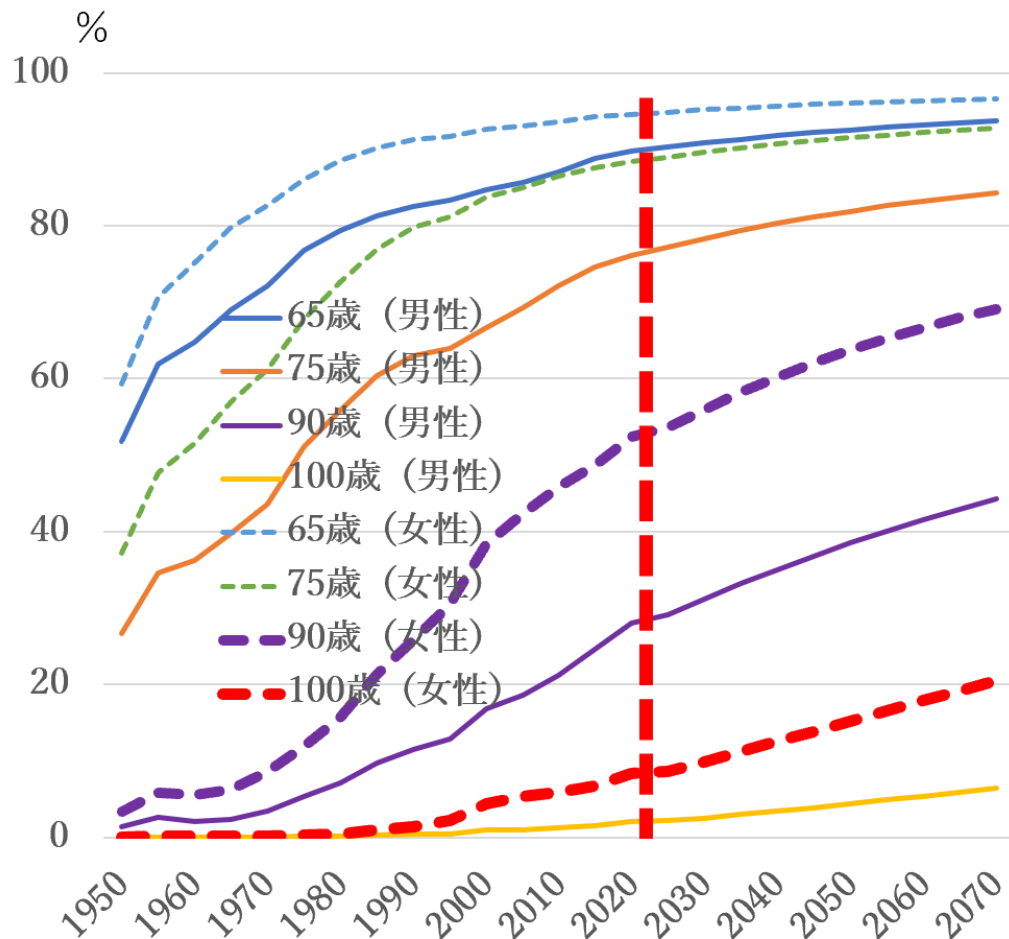
社会福祉関係機関と金融機関の連携の 可能性について ～取組事例紹介等～

2023年12月4日



1. 金融ジェロントロジー①

特定年齢までの生存率



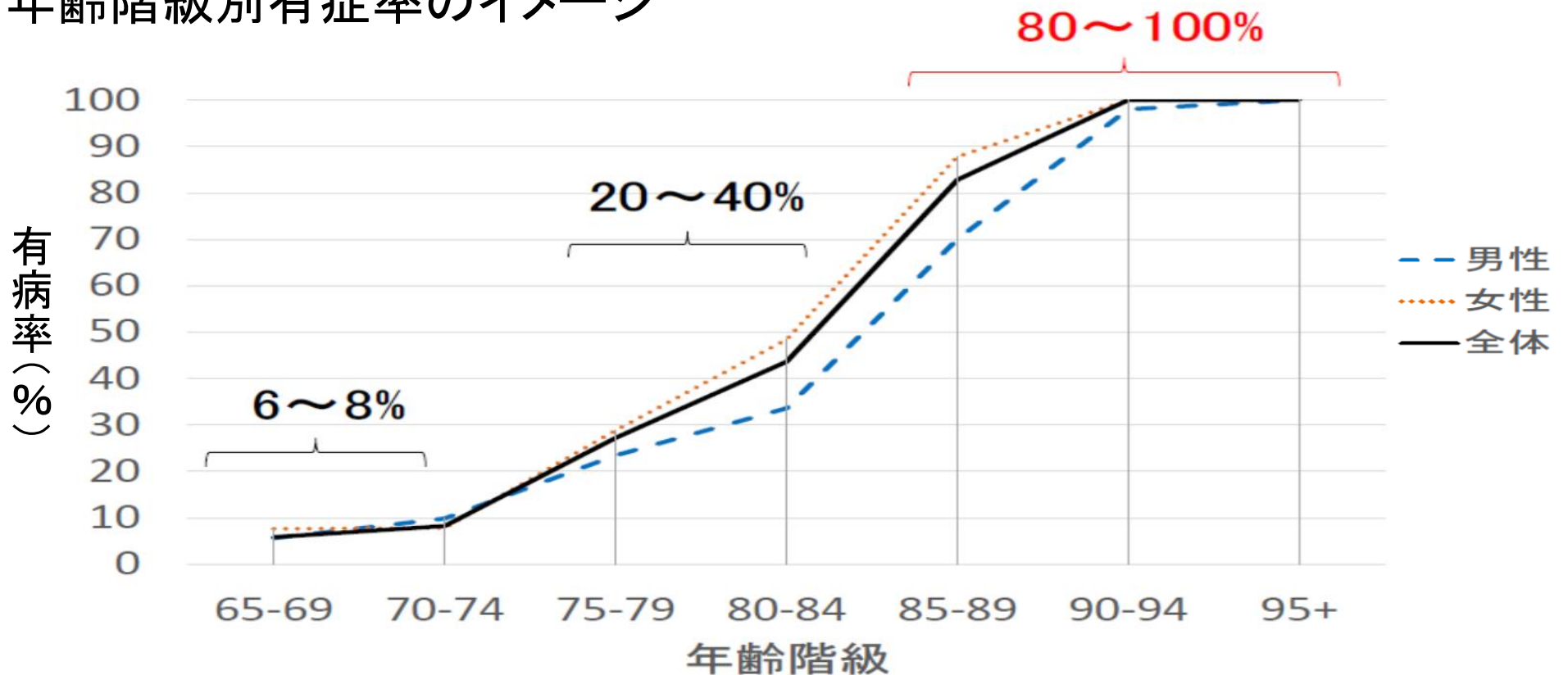
- ✓ 現在、全体40%近い人が90歳以上まで生存する。
- ✓ 最頻死亡年齢はすでに90歳に接近している。

	2020年		2040年		2070年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平均寿命	81.6	87.7	83.6	89.5	85.9	91.9
寿命中位年齢	84.5	90.5	86.4	92.2	88.6	94.4
最頻死亡年齢	89	93	90	94	92	96

1. 金融ジェロントロジー②

年齢別のMCIおよび認知症の有症率

高齢者におけるMCIまたは認知症の
年齢階級別有症率のイメージ



注：MCIの有症率が認知症の有症率のほぼ同等の見なして作成

出所：東京都福祉保健局(2020)より引用 【日本金融ジェロントロジー協会 動画研修収録】

2. 滋賀県野洲市での取り組みのご紹介

(1) 背景

- ✓ 高齢化が進み、**認知判断能力が低下した高齢者の増加**が見込まれる中、現状においても何らかのサポートを必要とする市民が増えおり、市の各窓口には様々な種類の相談が多く寄せられている。
(消費被害、生活困窮、家庭問題、孤立など)



- ✓ こうした事案は早期に発見し支援することが非常に重要であるが、一方で家族との関係の希薄化や地域からの孤立等によって、**発見が遅れ深刻な状況になる危険性**も高まってきている



- ✓ 日常生活において、地域の身近な人々からの声掛けや訪問等による「ゆるやかな見守り」や「気づき」を通じ、**早期の発見と支援に繋げていく**体制を、市役所・市民・地域の支え合いにより構築していく必要あり

2. 滋賀県野洲市での取り組みのご紹介

(2) 取り組み経緯・全体像

野洲市くらし支えあい条例 (平成28年10月1日施行)

(消費者安全確保地域協議会)

第8条 市長は、法第11条の3第1項の規定に基づき、**野洲市消費者安全確保地域協議会**を組織する。

(見守りネットワーク)

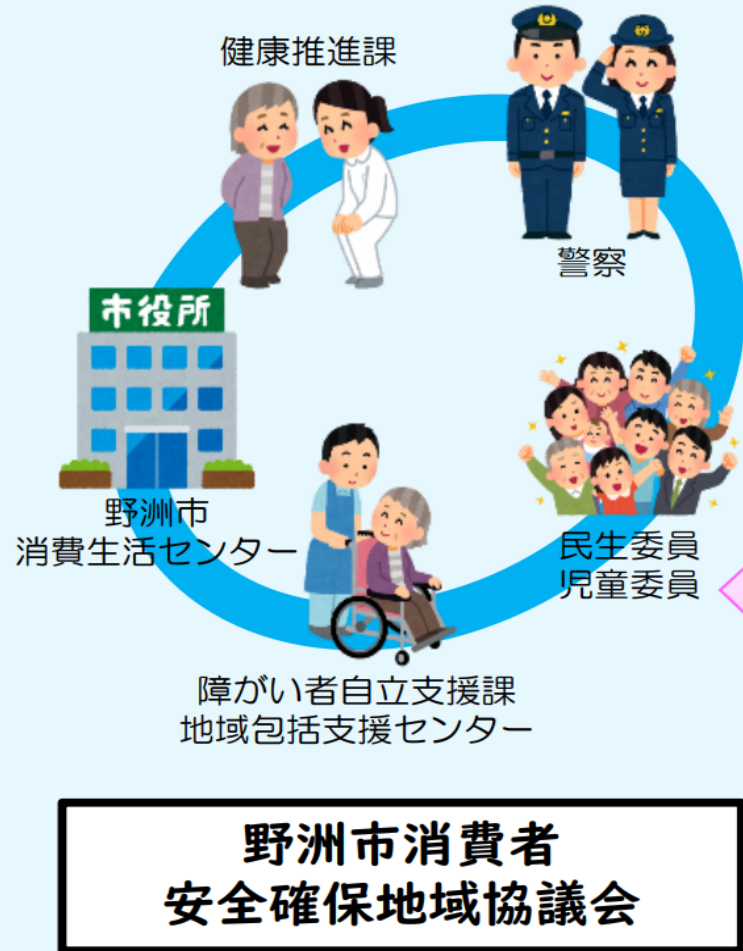
第27条 市、事業者及び自治組織は、要配慮市民等が安心して暮らすことができるよう見守るため、相互に連携を図りながら協力する組織（以下この条において「**見守りネットワーク**」という。）を構築するよう努めなければならない。

2 市は、見守りネットワークを構築するときは、協力する事業者及び自治組織と協定を締結するものとする。

野洲市の見守り活動の仕組み

個人情報を活用

する



しない

野洲市消費生活センター

個人情報に留意!

委嘱団体は必要に応じて個人情報の提供が可能!



通報

通報(個人情報含む)

消費生活協力団体の委嘱

支援

発見



要配慮市民等



野洲市見守りネットワーク

*野洲市見守りネットワーク協定事業者(47事業者)

*野洲市の消費生活協力団体の委嘱(5団体)※R5. 12. 1現在

2. 滋賀県野洲市での取り組みのご紹介

(3) 野洲市消費者安全確保地域協議会の特徴

見守りリストの作成と提供（個人情報情報の活用）

- ① 消費者庁からの情報提供 《法第11条の2第1項》
→消費者安全法に基づき、消費者庁が保有する野洲市民の情報の提供を求める。
- ② 警察からの情報提供 《法第11条の4第3項》
→消費者安全法に基づき、警察が保有する詐欺に関する野洲市民の情報の提供を求める。
- ③ 市が保有する情報の活用 《法第11条の4第3項》
→消費者庁と警察から提供された情報をベースに市が保有する情報を加え、介護保険台帳や障害に関する手帳交付台帳に記載された情報を突合せ、
見守りリストを作成する。
- ④ 構成員への**見守りリストの提供** 《法第11条の4第3項》
→作成した見守りリストを必要に応じて構成員に提供する。

2. 滋賀県野洲市での取り組みのご紹介

(4) 見守りネットワークの特徴

委嘱の活用（金融機関への委嘱）

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)
 第十一条の七 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 (省略)
- 二 (省略)
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする事。

委 嘱 状

(団体名又は氏名)

様

消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の7第1項の消費生活協力団体を委嘱する

活動内容は消費者安全法第11条の7第2項各号に掲げる活動とし、野洲市と協議の上これを行う

委嘱期間は野洲市見守りネットワーク協定の締結期間とします

令和 年 月 日

野洲市長

印

野洲市見守りネットワーク協定

消費生活協力団体の委嘱

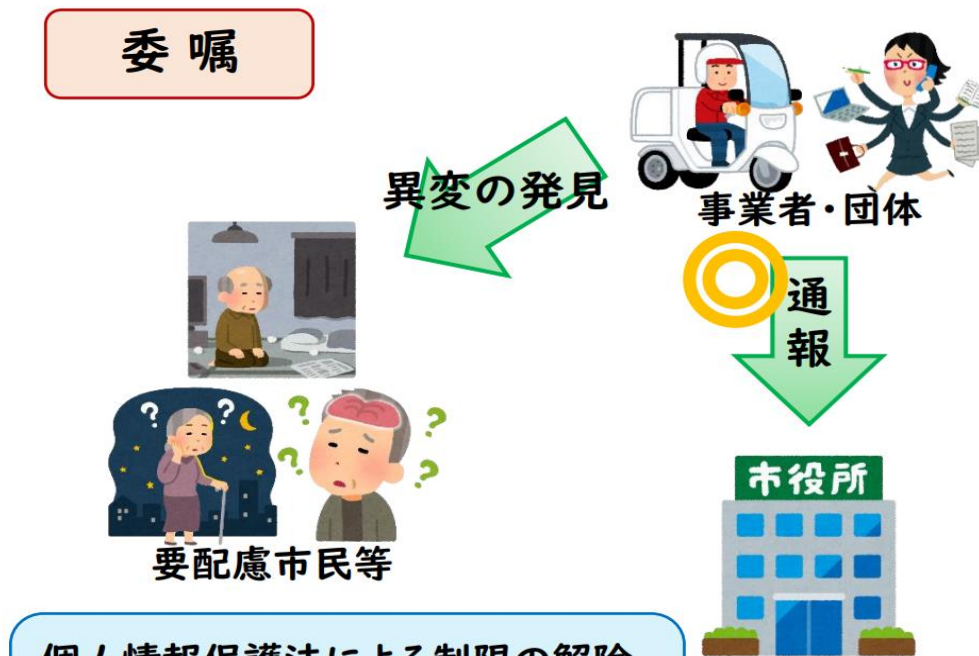
- ・見守りネットワーク協定団体等に対し、消費者安全法第11条の7第1項の**消費生活協力団体の委嘱**を行う。→5団体に対し委嘱を行った。

原則



個人情報保護法による制限
→生命・身体・財産の危険が
要件となる。

委嘱



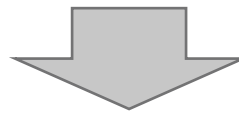
個人情報保護法による制限の解除
→委嘱により市役所への情報共有
が可能となる。

2. 滋賀県野洲市での取り組みのご紹介

(5) 見守り活動 ～金融機関からの通報事例～

金融機関からの相談

- ✓ 高齢女性が、通帳を紛失したと**頻繁に来店**される。
- ✓ その度に、再発行の手続きをするが、また紛失されてしまう。
- ✓ 駐車場の車の位置もうまく止められない状況。預金があるので心配だ。



対応経過

- 金融機関からの通知を受け、**地域包括支援センター**に情報提供し、自宅訪問をしてもらう。
- 同じ敷地に住む息子に事情を伝えるが、最初は拒否。何度か訪問した結果、医療受診につながり「**認知症**」の診断となる。
- 通帳は息子が管理し、免許は返納となった。

3. まとめ

(1) 今後の展望（全国への拡大の可能性と留意事項）

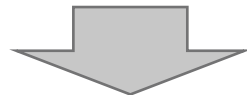
- ✓ 高齢化の進展は続き、認知判断能力の低下した高齢者の増加が本格化
～経済力があってもその経済力を行使できない「脆弱な経済主体」の増加
- ✓ 金融機関は自治体や地域の福祉関係機関等と連携し、認知判断能力の低下した顧客の権利擁護や適切な資産形成・管理に努めていくことが求められる

地域をまたいだ共通の課題



地域の特性に応じた個別の課題

それぞれの地域に相応しい解決策



- 金融ジェロントロジーの知見を活かして福祉と金融の意見交換を進めつつ、参考となる好事例を積み上げながら全国へと拡大へ

3. まとめ

◆ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2023年6月14日）

（日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務）

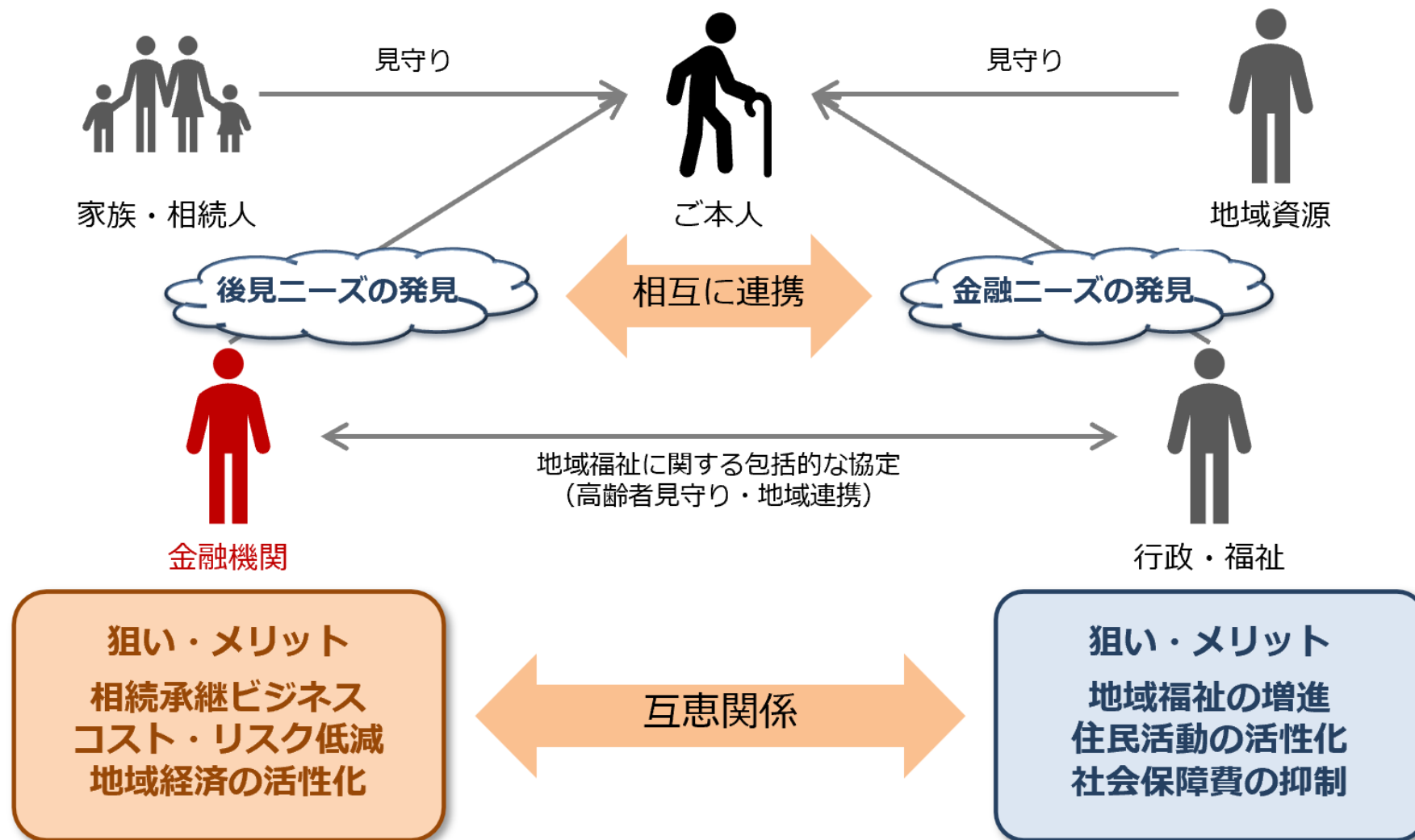
第七条 公共交通事業者等、**金融機関**、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者（前条に規定する者を除く。第二十三条において同じ。）は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3. まとめ

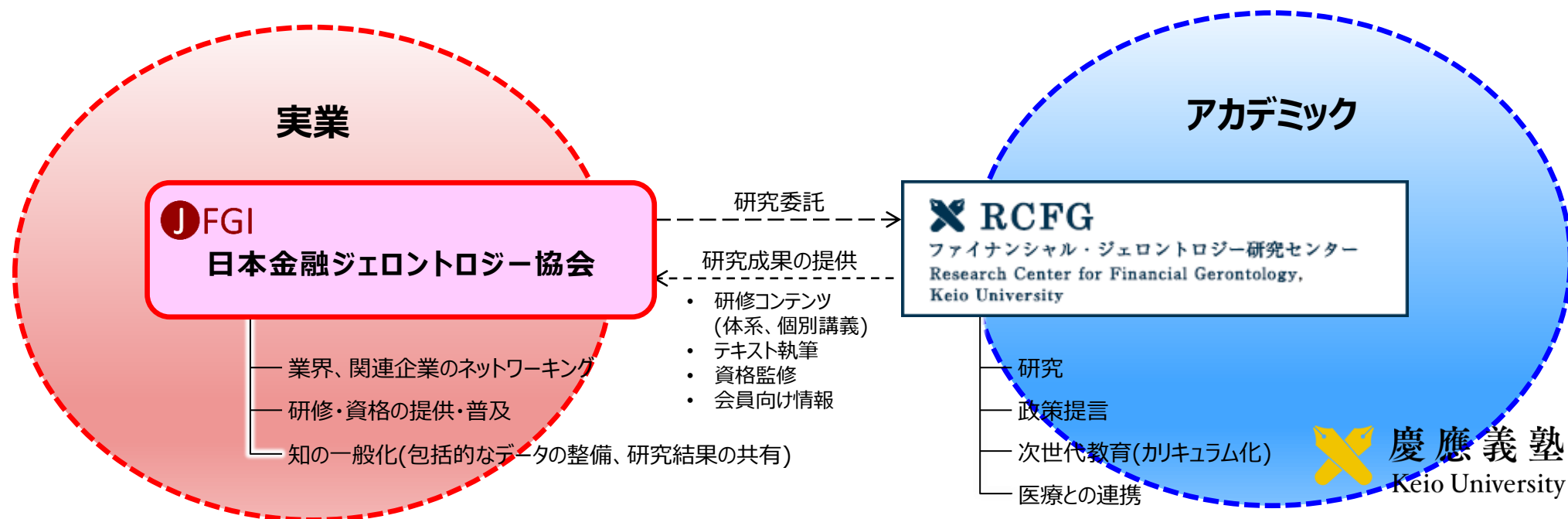
(2) 福祉×金融によるSDGsの推進 ~ 互恵関係にある金融機関と行政・福祉



3. まとめ

(3) 日本金融ジェロントロジー協会として

【設立の趣意】 長寿高齢化という社会問題に対して、関連する知識・情報を広く金融業界に普及させることで、社会全体の利益に貢献していく



弊会は引き続き皆さまのご協力を賜りつつ、社会福祉関係機関と金融機関の連携強化を重要課題の一つとして取り組む方針

ご清聴ありがとうございました。

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会
業務執行理事 田堂 貴久

【連絡先】 〒108-0073
東京都港区三田2-14-5
TEL : 03-6381-7621
URL : <http://www.jfgi.jp/>